

(こども未来部)

【公立こども園の適正数と将来見込みについて】

(質問)

来年度末の待機児童解消を目指して、昨年度からの3か年計画で保育定員1400人の拡大を掲げ、取組みを進められています。来年度末に待機児童解消を図る際に必要となる総受け入れ枠、もしくは総定員数はいくらを想定されているのでしょうか。

<答弁>

待機児童解消を図るための定員数については、こどもすこやか育みプランとよなかに平成25年度に実施したニーズ調査より導き出した数値をもとに量の見込みとして計画しているところで、平成30年度の必要数として2号枠3085人、3号枠3679人あわせて6764人を見込んでいるところです。

(質問)

計画通り、来年度末に待機児童が解消された後の本市の子どもの数と、保育所や幼稚園ニーズの将来推計は出しておられるのでしょうか。

<答弁>

こどもすこやか育みプランとよなかの計画期間は平成27年度からの5年間で平成31年度までの計画期間となっており、就学前人口及びニーズの推計も、平成31年度までとなっています。

(質問)

保育所や幼稚園ニーズが今後どうなるか定かでない中で、今年度、公立こども園の適正配置に向けた基本方針を策定されましたが、将来推計に基づいて、公立こども園の適正数や適正配置は考えるべきだったのではないかと思います。見解をお聞かせ下さい。加えて、将来推計を出されたら、推計値に基づいて、あらためて適正配置に向けた考え方の修正もあり得るのでしょうか。

<答弁>

昨年9月に公立こども園の適正配置に向けた基本方針を定めました。これは、将来予測される小学校就学前の子どもの数の減少を見据え、中期的な課題として公立こども園の適正な配置について計画的に取り組むための基本的な考え方や方向性を示すものとなっており、人口推計などにより基本的な考え方を変えることはないと考えておりますが、平成29年度に具体的な配置計画を策定する際や、その計画を実行する時期を判断する際の重要な要素となると考えております。

(意見・要望)

今年度に定められた公立こども園の適正配置に向けた基本方針の基本的な考え方に

については一定、理解しました。あくまで基本的な考え方や方向性が示されているだけで、具体的な配置計画(具体的には、原則、1つの中学校区に1か所のこども園を配置すること。どこの園を残して、どこの園を廃止にするかということ。もしくは統廃合すること。)や実際にどういった状況(特に就学前児童数やこども園の需要数)になれば、基本方針に則った配置計画を実行するかということは、来年度に策定予定の具体的な公立こども園の配置計画で明らかになると理解しておきます。個人的には、本当に1つの中学校区に公立こども園が一つずつ配置する必要があるのか、民間の保育園、幼稚園、こども園等で需要に対応できるようになってくれば、公立こども園の数はもっと減らして、需給バランスを保つべきだと思います。加えて、公立こども園の多くは築年数が30年、40年といったものが多く、残すとなれば、大規模な改修もしくは建替えが必要となるだけでなく、新たに長期間、維持管理及び職員の配置、雇用を伴い、かなりの経費が必要となります。そのことを改めて考慮して頂き、適正配置に向けた基本方針のもう少し柔軟な取り扱いと、来年度に策定予定の具体的な配置計画において、将来的な公立こども園の適正数については、再検討されることを要望しておきます。

【保育所等の施設と地域との共生について】

(質問)

保育所等の子ども施設と地域との共生について伺います。待機児童の解消に向けて、保育所や認定こども園等の子ども施設の新増設や改築が急速に進められる中、子ども施設の整備・運営にあたって、地域とのトラブルなどが発生するケースが見られるようになっていきます。大阪府が今年度作成した「子ども施設環境配慮手引書」にも、府内全43市町村へのアンケート調査で、43市町村のうち37市町村で概ね過去3年間(平成25年～27年度)に「子ども施設に関する苦情やトラブル等があった」との回答があったと記されています。豊中市もトラブルがあったと回答をされたのでしょうか。トラブルの内容や要因はどのようなものだったのか、教えて下さい。

<答弁>

大阪府は1月に「子ども施設と地域との共生に向けて～子ども施設環境配慮手引書～」を作成したところですが、この手引書を作成するにあたって大阪府は府内の各市町村にアンケート及びヒアリングを実施されました。その中で、本市の事例を回答し、また、大阪府とのヒアリングを受け本市の実情を報告したところです。

様々な事例について報告をしたところですが、主なところでは、車送迎や自転車送迎に係る保護者のマナーなどが挙げられます。これは、保育所などが整備運営される場所として、住宅地が多く、また、道路が狭い地域が多々あることから、近隣にお住いの市民の方々の懸念の材料になるものと考えられます。

(質問)

子ども施設と地域との共生シンポジウムで、八戸工業大学の橋本典久教授が、心理的に不快な音として「煩音」という言葉を紹介されていました。煩音とは、心理的に不快な音で、騒音とは異なり、音量はそれほど大きくなくても、聞く人の心理状態や人間関係などの要因

によって煩わしく感じられる音のことで、特に隣人同士の争いの原因となることが多いとされ、近隣トラブルで大事なものは騒音対策ではなく、大半が煩音対策であると述べられていました。騒音問題の対策は騒音の低減や防音対策だが、煩音問題の対策は当事者の誠意ある対応による関係の改善であり、騒音対策だけを行うと音源側にも被害者意識が発生するなど、両者が被害者意識を持つという矛盾の中でトラブルが更にエスカレートするとのことでした。担当課の職員もシンポジウムには参加されていましたが、この考え方に對して、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ご質問の煩音については、これまでの事例に当てはまるどころが多く、今後はそういった考え方も踏まえ対応すべきと考えています。

(質問)

子ども施設と地域とのトラブルの解消に向けて、市としてはどのような対策や対応が出来るのか、どのような対策が効果的と考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

シンポジウムなどでもありましたが、既存の事業者でありましたら、地域との関わり方、自治会の催しへの参加や、園の行事へ招待など、近隣の住民の皆様と普段からのお付き合い、また、新規の事業者の場合には、事前の説明をより丁寧に行うことが大切であると考えており、大阪府が作成した冊子を教育・保育事業者にご案内することも対策の一つとして考えております。

(質問)

近隣トラブルの要因の一つに、子ども施設を利用されている保護者のマナーが挙げられています。具体的には自転車の走行マナーや路上駐車、保護者の話し声等ですが、これらの問題を地域の方々は直接、保護者に指摘するのではなく、基本的には、子ども施設に對して不満をぶつけ、対策を求めるケースが多いように思います。ただ、子ども施設は、保護者の方々に對し、施設利用者、いわばお客さんという感じで接することが多く、マナーの悪い保護者が地域の方々の不満を理解、認識することがなかなか出来ない現状にあると推察されます。そこで、市として、待機児童解消に向けて、保育所の新增設、改築を進めたいと考えている旨と一方で、地域の方々が保護者の方々のマナーに對して不満や不安を感じられるケースもあり、結果的に施設整備が進まず、待機児童解消にも影響が出る旨の文書を保護者向けに作成し、子ども施設に配布されたら、保護者の理解や協力も一定得られるとともに、子ども施設にとっても非常に喜ばれるのではないかと思います。見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

子ども施設が地域と共生していく上では、事業者、近隣住民はもとより、利用者の意識も大変重要な要素と考えております。このことから、利用者にもご理解・ご協力頂くために、ご質問にありますことも含めよりよい子ども施設の整備・運営が叶うよう検討してまいります。

(意見・要望)

子ども施設が地域と共生していく上で、事業者だけの配慮や対応、意識だけでなく、利用者の意識や対応も大変重要であるという認識を持って頂いていることは安心しました。ただ、あらためてにはなりますが、既存の事業者も長年の地域との関わり方や地域への配慮に課題があるケースも少なからず見受けられるとは言え、市として、待機児童解消のためには、事業者の新設や増設による協力が不可欠であり、その点では、子ども施設と地域との関係性を構築する手助けをしたり、事業所の利用者(保護者)に対して、地域への配慮を促していくことは、必要に応じて、積極的に行って頂きたいと要望しておきます。加えて、先程、答弁でもありましたように、大阪府が作成された「子ども施設と地域との共生に向けて～子ども施設環境配慮手引書～」を紹介し、日頃の事業活動に活かして頂くことを提案しておきます。

【子ども医療費助成事業について】

(質問)

子ども医療費助成事業の対象を今年の11月から通院、入院ともに中学校修了までに拡大するとのことですが、現行の小学校修了までを中学校修了までとする目的を教えてください。また、年度の途中、しかも11月という中途半端な時期から実施する理由を教えてください。さらに、あらためて、通年に換算した場合の歳出増の見込み額も教えてください。

<答弁>

子育てしやすいまちづくりを積極的に進めるため、義務教育修了まで拡大することと致しました。大阪府の福祉医療制度改正時期を11月で進められていたことに加え、3月定例会の審議後に市民及び医療機関等の関係機関への周知、対象者全員への医療証の再交付、対象拡大に伴う業務システムの改修などに要する期間を考慮し、11月より実施することとしました。通年に換算した場合、追加で必要な助成費は約2億4千万円です。

(質問)

ここ数年における小学生以下と中学生の通院や入院の頻度や全体に占める割合の推移を教えてください。また、これまで、中学生において、子ども医療費助成の対象でなかったことで、医療機関への受診をためらう生徒の実態や、受診をためらうことで重篤化するような問題が発生していたのか、市の認識と見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

厚生労働省の5歳刻みの統計によると、5歳から9歳、10歳から14歳の階級の全体に占める医療費の構成割合は、平成26年度でそれぞれ1.4%、1.2%(0歳から4歳は3.4%)でここ数年は同様の傾向です。国における年間の医療費は、0から4歳が9636億円(18万6400円/人)、5歳から9歳が4048億円(7万6900円/人)、10歳から14歳が3516億円(6万3100円/人)です。

医療費の構成割合からみても、年齢が上がるに従い全体に占める構成割合は横ばいか下がっており、成長するに伴い医療機関の受診は減少していると思われ、実際、ご指摘の

ような事例を把握している訳ではありませんが、中学生であったとしても経済的な理由で受診を躊躇うケースがないとは限りません。

(質問)

子ども医療費助成事業は、もともとは乳幼児医療費助成事業としてスタートし、その名の通り、対象は乳幼児のみだったと思いますが、もともと乳幼児医療費助成事業として対象を乳幼児にしていた理由を教えてください。一方で、今般、中学生まで対象を拡大するという判断に至った理由は何でしょうか。

<答弁>

子どもの成長過程で0歳から2歳までというのは非常に重要な期間で、特に0歳の医療の欠落が心身の発達に大きく影響すると考え、1歳未満児を対象として始めました。その後、安心して医療を受け、子育てできる環境を整えるため、順次、制度の拡充に努めてきました。今回、さらに子育てしやすいまちづくりを積極的に進めるため、中学生修了まで拡大するものです。

(質問)

なし崩し的に、対象が拡大され続けていますが、市として、対象の拡大はどこまで考えておられるのでしょうか。

<答弁>

現時点では保護者が子どもに教育を受けさせる義務を負う年齢である中学校修了までを考えております。

(意見・要望)

子ども医療費助成制度は、もともと乳幼児医療費助成制度としてスタートし、0歳の欠落が心身の発達に大きく影響するとの考えから、1歳未満児のみが対象でした。その後、就学前児童への拡充がなされましたが、0歳児を含む就学前の子どもたちの一人当たりの医療費は就学後の子どもたちの医療費と比べて2.4倍にもなっており、その重要性は理解できます。年齢が上がるに従い医療費の額は下がる傾向にあることを考えると、多額の税金をかけて、対象年齢を引き上げていくことが好ましいのか、税金の最適支出かと考えると疑問はあります。2億4000万円あれば、こども未来部でもっと子育て支援につながる事業や施策が出来るのではないかと思います。現時点では中学校修了までと考えているとのことですが、今後も対象年齢の拡大を求められたり、場合によっては、医療費助成から医療費の無償化への要望が上がった際には、是非、子育て支援にとって、最適な税金の使い方とはどういったものかという意識をより強く持って頂きたいと要望しておきます。

【母子父子福祉センター整備事業について】

(質問)

母子父子福祉センター整備事業として、285万4千円が計上されていますが、整備が完了するまでの来年度以降のスケジュールを教えてください。

<答弁>

平成29年度と30年度の2か年にわたり、基本設計、実施設計を行い、現福祉会館側をその後の2か年で解体・建設工事を行い、平成33年度に供用開始を目指すものです。その後、現母子父子福祉センター側の工事に取り掛かる予定です。

(質問)

事業別予算説明書の事業概要には、「福祉会館、母子父子福祉センターの現状の機能を整理し、2施設を両方の敷地を活用し、地域活性化に資する施設機能を整備します」と記載されています。福祉会館及び母子父子福祉センターは1箇所に集約するのではなかったのでしょうか。福祉会館と母子父子福祉センターの2施設を両方の敷地を活用して整備するということであれば、現状の機能の集約や整理にはならないのではないかと思います。市の見解をお聞かせ下さい。また、2施設の敷地を活用し、地域活性化に資する施設機能とは、具体的にどのような施設機能のことを想定され、どのような建物を2棟建設する予定で考えているのか、教えてください。

<答弁>

市全体の公共施設全体の機能の集約や整理にあり方も踏まえて、現行の福祉会館、母子父子福祉センターの機能及び地域活性化に資する機能等の新たな機能を加えた複合施設を向かい合う二施設に渡って整備するものです。

地域活性化に資する機能については、地域のにぎわいや活力の増進につながるような人が集まる機能をイメージしているが、具体的な内容については、地元の意見を聞きながら、行政内部で協議をし、次年度以降の基本設計に反映していく予定です。

(意見・要望)

地域活性化に資する機能とは、地域のにぎわいや活力の増進につながるような人が集まる機能をイメージしているとのことで、具体的な内容についてはお答えがありませんでした。こども未来部に関係するところ言えば、母子父子福祉センターとゆたか保育園ということになるかと思いますが、単純にこの2施設を配置するというだけでは、賑わいや活力の増進につながり、人が集まるといったことは考えにくく、せつかく新たな施設を建設するわけですので、賑わいや活力の増進につながり、人が集まる場所、とりわけ、子育て世代が親子で訪れる、訪れたいような施設になるよう検討して頂ければと思います。

【父親のための子育てしやすい環境づくりについて】

(質問)

子どもを連れて、様々な場所に行きますと、まだまだ子育ては母親が中心で行うものという認識が根強くあるのかと、施設の整備内容で感じる場合があります。例えば、粉ミルクを作ったり、簡易な離乳食を作るためのスペースが授乳スペース内に設置されていて、男性は何となく入り辛かったり、気まずい思いをしたりすることがあります。また、子どもにトイレをさせたり、おむつを替える際、女性トイレには設置されているオムツ交換台が男性トイレにはなかったり、トイレをするスペースも子どもと一緒に使って使用するにはかなり狭く、非常に使いにくいという場合もあります。場合によっては、女性トイレの表示にだけ、乳幼児のマークやオムツ交換台のマークが併記されていることもあります。また、多目的トイレには乳幼児のマークの記載がないことがほとんどで、使用を躊躇ってしまうこともあります。こういったことを踏まえて、父親のための子育てしやすい環境づくりをより一層、進める必要があるかと思いますが、市としての見解と今後の対応や対策についても教えてください。

<答弁>

子育て支援の観点からこれまでの「赤ちゃんの駅」や「とよなか子育て応援団」などの取り組みとしておむつ交換や授乳室などを設置している施設の情報提供を進めてきました。また、父親を対象とした親学や子育て支援講座などを実施するなど、父親の子育て参加の呼びかけやきっかけづくりにも取り組んできたところです。

一方で、ご質問にあるように子育てが母親中心で男性が利用しにくいといった声につきましては、例えば、ほっぺのプレイルームでは父親が少ないから入り辛いという場合、比較的父親の利用が多い土曜日を案内するなど参加や仲間づくりへのサポートに努めております。

赤ちゃんの駅などの施設については、表示を工夫することで改善できることもございますので、関連部局で構成することも施設推進本部連絡会議や実務担当者会議で課題を共有し、その対応について検討を進めてまいります。

(意見・要望)

今年度も市の事業や各種催しに、娘と一緒に色々と参加し、楽しませて頂きました。その際に、先程、例として挙げたことを感じたり、気づいたことがありましたので、質問をさせて頂きました。こども未来部の職員の方々にとっては、そんなこと当たり前でしょと思われることも多いかと思いますが、実際は、まだまだ、対応や配慮が行き届いていないのが現状です。表示を工夫することで改善できることなどは、比較的、容易にできるかと思いますが、可能なことから早急に対応して頂きたいと思います。また、設備や機能を設置するといったことは物理的なことや、財政的な課題もあると思いますが、今後の整備や建設等の際には、今回指摘したような視点は十分に持って頂けるよう、庁内全体への理解と意識共有を図って頂きたいと要望しておきます。

(教育委員会)

【全校一斉退校日及びノークラブデー（部活動休養日）の実施について】

(質問)

大阪府教育庁は、昨年12月に府立学校に対し、「全校一斉退校日及びノークラブデーの実施についての通知を出しました。具体的には、全校一斉退校日の設定について、遅くとも午後7時までに全庁退校するものとし、全校一斉退校日を週1回設定すること。ノークラブデーの明確化について、部活動を行わない日をクラブごとに週一回以上設定し、ノークラブデーとして明確にする。実施及び実施状況の報告について、平成29年1月1日から各校の状況に応じ試行実施し、平成29年4月1日から完全実施すること。また、実施状況について、試行実施中及び完全実施後に調査を行うとされています。この通知にあわせて、各市町村教育委員会に対し、市町村教育委員会においても府教育庁の取組みを参考に、教職員の長時間勤務の一層の縮減に向けて、適切に対応して欲しいとの通知が出されています。早速、箕面市教育委員会は、全校一斉退校日の設定について、全校一斉退校日を週1回、曜日を決めて設定し、公務シェアボードの行事予定の欄に明記すること。部活動休養日の明確化について、クラブごとに、毎週土曜・日曜のいずれか1日は部活動を行わない日と設定し、部活動休養日として明確にすること。さらに、試合などで、土曜・日曜ともに活動をしなければならない場合は、原則翌週の土曜・日曜の両日を部活動休養日とすること。全校一斉退校日、部活動休養日はともに今年の2月から実施することと市、部活動休養日は、3学期は試行実施として、校長はその実施状況を把握することとしています。先日の代表質問で、豊中市もノークラブデーの実施に向けて進めていくとの答弁がありましたが、具体的な内容や実施時期についてはどのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

教育委員会と致しましては、ノークラブデーの実施に向け今後、検討会議を立ち上げ、一定の試行期間を設けるなど、具体的な取組み内容を検討してまいります。

【教職員の勤務時間について】

(質問)

昨年の決算委員会で、教育委員会が実施された平成26年度の調査結果から、小学校の教職員で1日あたり約2時間、中学校の教職員で約2時間30分、時間外勤務を行っていることが分かりました。加えて、厚生労働省が脳や心臓疾患の発症といった健康障害リスクが高まっていくとされている月に45時間以上の時間外勤務を小学校の教職員で約5割、中学校の教職員では約7割にのぼることも伺いました。そもそも、時間外勤務、職場拘束時間が長時間に渡る要因を教育委員会としてはしっかりと把握、分析されているのでしょうか。

<答弁>

教育委員会が実施しました平成26年度(2014年度)の調査は時間数のみの調査で、

要因の分析と致しましては、本市からも無作為に抽出された小・中学校が参加している、文部科学省が実施する教員の勤務実態調査と平成25年(2013年)に実施されましたOECD調査がございます。

これらの調査結果を概括すると、長時間勤務にいたる要因と致しましては、試験の採点、通知表や指導要録作成など学期末の「成績処理」をはじめに、指導案作成、教材研究などの「授業準備」や業務日誌作成、調査統計事務などの「事務・報告書作成」が小・中学校に共通しており、また、これらに加えて、中学校におきましては「部活動・クラブ活動」が要因の上位を占める結果であったと認識しております。

この結果を踏まえ、本市と致しましては、ノークラブデーの実施に向け検討を進めてまいりますとともに、「勤務負担軽減推進計画」に基づき、各行事の準備に配分する時間や校内で開催される会議に工夫や見直しを行うことで、子どもたちと寄り添う時間を確保するとともに、所定勤務時間内に出来るだけ事務作業時間を確保することにより、長時間勤務の解決に向けた職場環境づくりを進めてまいります。

(意見・要望)

教職員の職場拘束時間が長時間に渡っている実態や、そのことによる健康障害リスク、更には、職場拘束時間が長くなってしまふ要因について、決算委員会と今回の質疑で明らかになりました。教育委員会としても課題認識は一定持たれているように思いますが、より深刻に受け止めて頂きたいと思えます。勤務負担軽減推進計画に基づいて、長時間勤務の解決に向けた職場環境づくりを進めていくとのことでしたが、勤務負担軽減推進計画には、長時間勤務の解決に向けた対策や、それぞれの対策を講じることでの削減時間や削減内容について、更には、いつまでにどの程度の削減をするかといった計画目標などの具体的な明記はありません。また、中学校における長時間勤務に至る要因として部活動、クラブ活動が挙げられていることを認識し、ノークラブデーの実施に向けて進めていくとしながら、これから検討会議を立ち上げて、検討するといった具体的な時期や内容についての明言はありませんでした。教職員だから仕方ないではなく、教職員も普通の人間という意識を持ち、少なくとも来年度にはノークラブデーや全校一斉退校日などの具体的な内容が示され、試行実施されることと期待しておきます。

【庄内地域における(仮称)「魅力ある学校」づくりについて】

(質問)

来年度中の策定が予定されている庄内地域における(仮称)「魅力ある学校」づくり計画とは、具体的にどのような内容を盛り込むおつもりなのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

あくまで現時点の想定ではございますが、新たな小中一貫校2校の通学区域を明確に示した上で、庄内小学校、野田小学校、島田小学校の通学区域を対象とする新たな小中一貫校に関する基本的な考え方やスケジュール、留意事項などを記述することになると考えております。

(質問)

庄内地域における小中一貫校の整備に向けての取組みは、現在どのような状況にあるのか教えて下さい。当初の計画通りに進んでいるのか、計画を進めるにあたって、地域の方々の反応はどのような状況なのかも合わせて教えて下さい。

<答弁>

昨年11月に新たな構想案をお示しし、小中学校やこども園などで説明会を開催してまいりました。この2月で、予定しておりました説明会は全て終了し、現在、さらに検討を進めているところです。現在の案では平成29年度中に計画を策定し、平成34年度に1校目の小中一貫校を、その2年後の平成36年度に2校目の小中一貫校を開校するというスケジュールを想定しております。地域の方々の反応でございますが、世代ごと、地域ごとに反応は異なり、子育て世代からは工事期間中の学校のあり方や通学の安全確保に関して、子育てを終えた地域の方からはまちづくりや地域コミュニティのあり方に関して、それぞれご意見を伺っております。特に、一部の地域では学校存続に関する署名活動が行われていると聞き及んでおりますので、今後とも関係部局と緊密に連携しながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

(質問)

総合教育会議でも庄内地域における小中一貫校の整備が議題にあがっており、第2回の会議では、義務教育学校の話が出ていました。小中一貫校の整備に向けては、教育委員会としては、義務教育学校を念頭に考えておられるのか、あらためて、これまでの小学校、中学校との違いなど義務教育学校とはどのようなものなのかも含めて、お答え下さい。

<答弁>

義務教育学校とは、一人の校長のもと、一つの教職員組織として、義務教育9年間の一貫した教育課程を編成し、実施する新たな9年生の学校です。この学校には教育課程の特例が認められており、一定の条件下で、独自教科を設定したり、指導内容の入替え・移行を行ったりすることが可能となります。今後、「魅力ある学校」づくり計画の策定に向けて、構想案の基本的な考え方や総合教育会議の議論なども踏まえ、さらに検討を進めてまいります。

(質問)

従来 of 小学校、中学校の枠組みと比べて、義務教育学校のメリットや期待される効果とデメリットや懸念される課題について、見解をお聞かせ下さい。さらに、庄内地域で義務教育学校を建設した場合のねらいを教えてください。

<答弁>

義務教育学校のメリットにつきましては、一人の校長のもと、一つの教職員組織として運営されますので、教職員の意識改革、例えば小学校と中学校の教員が一つの学校で子どもたちの学びを支える協力に応じた指導や特色ある教育活動が行いやすくなるという利点もあります。一方、デメリットでございますが、義務教育学校というよりも小中一貫教育の課題

として、一般的には人間関係の固定化、転出入する児童生徒への対応、教職員の多忙化などが指摘されています。庄内地域で義務教育学校を設置する場合は、メリットを活かしながら、またデメリットの対応を工夫しながら、9年間の系統的で一貫性のある教育を行い、厳しい状況におかれた子どもたちの生活・学習課題など諸課題の解消に努めてまいりたいと考えております。

(質問)

近い将来にかなりの数の小中学校が、2校の小中一貫校に集約されるということは、教職員の定数も大幅に削減されることが予想されますが、余剰の教職員が溢れるということとは想定されないのでしょうか。

<答弁>

教職員の配置は、法令等に基づき、小中学校とも学級数によって決定されます。学校再編すれば学級数が減少し、結果、教職員数は減少することが予想されますが、計画的に採用を進めておりますので、余剰が生じることはありません。

(質問)

一方、義務教育学校になる場合、教職員は9年間を見据えて授業を受け持つことになり、その場合、当然、義務教育学校の教職員は小学校と中学校の両方の免許が必要となるように思いますが、課題はないのでしょうか。

<答弁>

義務教育学校の教員免許につきましては、小学校と中学校の教諭の免許状の両方を併有することを原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持っていれば、指導を行うことができます。

仮に義務教育学校を設置する場合は、小学校にあたる前期課程は小学校の免許をもつ教員が、中学校にあたる後期課程は中学校の免許をもつ教員が、それぞれ指導することを前提として、例えば小学校高学年から専門性の高い教科を中心に、中学校の教員が授業を行ったり、中学校でチーム・ティーチングを行う際に、小学校の免許を持った教員がT2として指導したりすることを想定しております。なお、小中学校両方の指導に関わることにより、新たな負担が生じる可能性もあることから、市として加配教員の配置も含めて検討してまいりたいと考えております。

(質問)

庄内地域において、義務教育学校の設置が望ましいとして検討が進められているようですが、義務教育学校のメリットを重視されているのであれば、将来的には、市内の他の中学校区でも可能であれば、義務教育学校の整備を進めていこうと考えておられるのでしょうか。

<答弁>

義務教育学校の設置は、特色ある小中一貫教育を実践するための有効な手法ではありません

すが、既存の小中学校の再編や通学区の見直し等を伴いますことから、学校や地域の実情を踏まえ、慎重に検討する必要があるものと考えております。

(意見・要望)

義務教育学校については、メリット、デメリット両面の可能性を挙げられるとともに、義務教育学校の教員免許については、原則、小学校と中学校の教諭の免許状の両方の併有としつつ、当分の間は、どちらかの免許状を持っていれば指導は可能とのことでした。正直、現時点で想定されている義務教育学校がどのような効果や弊害をもたらすのかは、実際に開校してみなければ分からないといった感じですが、庄内地域で義務教育学校を設置することにより、9年間の系統的で一貫性のある教育を行い、厳しい状況におかれた子どもたちの生活・学習課題など諸課題の解消に努めていくとのことで、以前から問題提起してきました義務教育課程で培われるべき学力や生活力など生きる力が培われることなく卒業を迎えている児童、生徒を生み出すことのないよう、大いに期待しておきます。ただし、来年度策定が予定されている庄内地域における(仮称)「魅力ある学校」づくり計画において、基本的な考え方やスケジュール等については、庄内小学校、野田小学校、島田小学校の通学区を対象とする新たな小中一貫校のみが明確にされるということで、庄内西小学校、庄内南小学校、千成小学校の通学区を対象とする小中一貫校については、基本的な考え方やスケジュール等を明確にするには、地元地域、住民の理解が未だに得られていないということかと思いますので、今後も関係部局と連携しつつ、ベターな方策を追求して頂きたいと思います。一方、魅力ある学校というのは、通学する子どもたちやその保護者、地域住民にとって魅力があるということだとは思いますが、今回の義務教育学校の設置という、従来の小学校、中学校の枠組みとは全く異なり、指導範囲や対峙する子どもの年齢幅も広がることから、教職員にとっても、これまで以上にやれること、出来るが増えると言ったメリットの反面、これまで以上にやらなければならないが増えると言ったデメリットも生じる可能性があり、教職員にとっても前者のような、これまで以上にやれること、出来るが増えると感じ、やりがいや高いモチベーションにつながるような魅力ある学校となるよう、この点も十分に考慮して引き続き、検討をして頂きたいと要望しておきます。

【授業日数の拡充と拡充に伴う給食の実施について】

(質問)

昨年の決算審査の際にも質問しましたが、夏季休業日短縮による授業日数の拡充に伴い、近隣市の中には8月中の給食を開始している自治体も多く見られます。一方で、豊中市では、9月1日からしか学校給食は提供されていません。学校給食課では、PTA 連合協議会との情報交換会等で、8月中の給食が開始できない理由を話されていると伺っていますが、具体的にどのように説明されているのか、教えて下さい。

<答弁>

8月の短縮授業期間における給食提供について、学校給食課では体制、給食費徴収、物資発注、予算、小学校の配膳室整備の進捗状況などで検討した内容を保護者に説明致しました。

そのうち、体制や物資の発注などについては、追加される日数に応じて、調理に係る報酬や賃金、配送や荷受けの委託料などを追加で予算措置する必要があることを説明し、給食費の徴収については、8月分の給食費徴収時期を規則の変更で対応できることを説明致しました。

喫緊の課題となっていることは、小学校の配膳室の整備事業でございます。現在、第2学校給食センターの整備事業に合わせ、作業スペースの確保のための整備工事を行っています。配膳室の工事は、長期間給食がない夏季休業期間中しか機会がなく、今年度も9校の配膳室工事を行いました。現時点で8校について工事を行う必要があります。

学校給食課としては、夏季休業期間を使って配膳室工事を完了させ、確実に新しい学校給食センターから給食提供を開始することが最優先となるため、工事が終わるまでは8月に市内全小学校で一斉に給食を開始することは難しいと考えております。

第2学校給食センター稼働後であれば、8月の新学期開始後に給食提供を行うことは不可能ではありませんが、最終的に、市教育委員会として、様々な要素を総合的に勘案して給食提供の判断を行う旨説明させて頂きました。

(意見・要望)

8月の短縮授業期間における給食提供について、様々な課題があることは理解できました。そのうち、体制や物資の発注、調理に係る報酬や賃金、配送や荷受けの委託料等の予算措置、さらには、8月分の給食費徴収時期に関する規則変更が必要であることについては、それほど、難しいことではないように思います。一方で、小学校の配膳室の整備については必要だと思いますので、未整備校については、可能な限り早急に整備を完了して頂きたいと思います。加えて、第2学校給食センターから給食提供を開始することが最優先になるとのことで、第2学校給食センターの供用開始は最短でも平成31年秋頃のように、8月の短縮授業期間における給食提供は、平成31年の8月、場合によっては、平成32年8月からになるということになります。まずは、第2学校給食センターの早期供用開始に向けて尽力頂きたいと思ひますし、保護者からの要望も強いことから、可能な限り、早期に8月の短縮授業期間における給食提供を実現して頂きたいと要望しておきます。

【各種試験の目的と意義について】

(質問)

昨年の決算審議の際にも指摘しましたが、今の中学3年生は、1学期早々からかなりの数の試験を受けています。中間テスト、期末テスト、実力テスト、全国学力学習状況調査、さらには、大阪府のチャレンジテスト。多い時には月に2回試験を受ける時もあります。それぞれのテストの目的を教えてください。それぞれのテストを実施することで効果があれば良いですが、単なる受験のための評価指標であったり、学校や生徒たちの順位付け(序列化)をすることが目的であれば、生徒にとっては全く迷惑なことであり、試験の簡略化や効率化を図るべきではないかとさへ思ひますが、教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

中間テスト、期末テスト、実力テストは、生徒の日常の学習状況を把握し、それぞれの生徒

が自らの学習の改善に役立てるとともに、教員は指導のあり方を振り返り、その改善に結びつけることを目的としております。

全国学力・学習状況調査や中学生チャレンジテストにつきましては、その結果から、生徒の学力を把握・分析することにより、教育施策の成果と課題を検証しその改善を図るとともに、各学校における教育指導の充実や学習状況の改善につなげてまいります。あわせて、生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めることができるものと考えております。また、中学生チャレンジテストにつきましては、大阪府公立高校入学者選抜における調査書の評定の公平性を担保するための府内統一ルールにおいて、その結果が活用されております。

それぞれのテストや調査の目的の達成により、生徒の学力や学習意欲の向上とともに、指導方法の工夫・改善につながるものと考えております。

(意見・要望)

中間テスト、期末テスト、実力テストは、生徒の日常の学習状況を把握するもので、教員は指導のあり方を振り返り、その改善に結びつけることが目的とのことでした。一方で、全国学力・学習状況調査や中学生チャレンジテストは、生徒の学力を把握するもので、教育指導の充実や学習状況の改善につなげるのが目的とのことでした。生徒の日常の学習状況を把握するものと、学力を把握するものの何が違うのでしょうか。また、指導のあり方を振り返り、その改善に結びつけることと、教育指導の充実や学習状況の改善につなげるものの何が違うのでしょうか。さらに、全国学力・学習状況調査や中学生チャレンジテストは生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解し、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めることができるのではないかと思いましたが、中間テスト、期末テスト、特に実力テストでもそれらのことは出来るのではないかと思います。国や府の思惑や政治的な流れの中で、実施されるようになった全国学力・学習状況調査や中学生チャレンジテストは、単なる学校や生徒たちの順位付け(序列化)をしたい人がその目的を果たすために導入したもので、決算委員会でも指摘しましたが、生徒にとっては、単なる過度な負担の押し付けでしかありません。「それぞれのテストや調査の目的の達成により、生徒の学力や学習意欲の向上とともに、指導方法の工夫・改善につながるものと考えている。」との何とも健気というか不憫な答弁をされましたが、子どもたちの事を考えるのであれば、現行では、大阪府のチャレンジテストは府立高校の入試における調査書の評定に結果が活用されることから、受けさせざるを得ない状況にありますが、大阪府に対して、生徒たちにとって過度な負担になるだけで、学力の定着や向上、更にはモチベーションの向上にはつながらない中学生チャレンジテストをしなくても高校入試の評価が出来るように大阪府に改善を求めて頂きたいと強く要望しておきます。

【上野小学校の改築について】

(質問)

教育予算の概要P. 7には、上野小学校改築、校舎等耐久力度調査と記載があります。耐久力度調査とはあまり聞きなれない言葉ですが、どのようなことをされるのか、教えて下さい。

<答弁>

上野小学校の校舎耐力度調査は、学校施設における建物の構造耐力、経年による耐力・機能の低下、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を評価するものです。

(質問)

一方、事業別予算説明書P. 242の上野小学校改築の事業概要等の欄には、新規事業として、「上野小学校については、校舎老朽化を解消するため、学校運営に支障をきたさないように改築工事を進めます」と記載されています。具体的には、どのような方法で、いつ頃を目処に、改築工事をされるおつもりなのか、教えてください。

<答弁>

通常の学校施設の改築工事では、運動場に仮設校舎を建設し、又は学校敷地内に新校舎を建設、その後既存校舎を解体するなど、各学校の敷地や校舎の形態などにより、工事手法は違ってきますが、基本的に学校運営を図りながら工事を進めていく必要があります。

しかし、上野小学校においては、平成28年度(2017年度)現在、児童数が約1100人、学級数にして39学級と非常に規模が大きいため、運動場に仮設校舎を建設した場合、各学年の体育授業が行えるどうかの問題が発生してきます。また、体育館についても、現行の建築基準法に抵触しているため建替える必要があり、同様に体育授業に影響がでてきます。更に、学校敷地については、高低差があり、校舎の配置を考える上で、土地の切り盛りなどを行うことも検討する必要があります。

以上のことから、これらの課題を検証し、工事方法なども含めて現在、検討を重ねているところですが、平成29年度に基本計画を行い、その内容などを踏まえた上で、今後の計画を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

上野小学校の校舎については、今年度、耐震補強工事をされ、Is値は一定基準を満たすようになったようですが、老朽化の解消を目的とした改築工事は近い将来必要だということだと理解しました。ただ、ご答弁にあったように、上野小学校の場合、児童数が約1100人、学級数が40弱とマンモス校である一方、運動場はかなり狭く、恐らく体育の授業に影響が出ます。さらに、体育館についても現行の建築基準法に抵触しているとのことで、建て替えが必要で、このことも体育の授業に影響がでることが分かりました。更に、学校敷地の形状もかなりいびつで、現地建て替えをするにも設計や建設工事の難易度は極めて高く、事業者も敬遠する可能性も考えられます。それらのことは教育委員会も十分、認識をされているとは思いますが、課題の先延ばしをすることなく、来年度、明確な基本計画を策定し、今後のビジョンを示して頂くことを要望しておきます。

【日本語に課題のある児童・生徒について】

(質問)

現在、市内の小中学校で日本語に課題のある児童・生徒はどれくらい在籍しているのでしょうか。ここ数年の推移と合わせて教えてください。

<答弁>

日本語指導を必要とする児童生徒数につきましては、今年度の調査では、小中学校合わせて86名であります。過去5年の推移と致しましては、平成24年度58名、25年度64名、26年度67名、27年度94名と増加傾向であり、5年前の約1.5倍となっております。

(質問)

子どもたちの母語も年々、多岐に渡ってきているように思いますが、現在、何カ国ぐらいになっているのでしょうか。日本語指導や通訳派遣事業等もありますが、全ての言語に対応できているのでしょうか。

<答弁>

今年度は、中国語、英語、マレー語をはじめ、10か国語の通訳者が通訳を必要とする児童生徒や保護者の支援を行っております。

毎年度当初に通訳者の登録更新及び説明会を実施し、今年度は17か国語、のべ102名の通訳者を登録しています。年度途中の編入児童生徒や保護者に対する通訳派遣につきましても、必要とするすべての言語に対応しております。

(質問)

一方、日本語が話せない児童、生徒、更にはその親御さんの中には、言葉の壁だけでなく、文化の壁、思想信条の壁等で、学校や地域になじめず、孤立したり、対人関係でトラブルになったりというケースが、少なからず起こっているように思います。そのような状況について、教育委員会はどの程度、把握や課題認識されているのでしょうか。

<答弁>

帰国・渡日等児童生徒ならびにその保護者につきましては、来日の経緯、言語や宗教、生活や文化など多様な背景を理解するとともに、児童生徒の実態を十分把握した上で、適切な支援を行うことが重要であると認識しております。

また、国や地域により学校教育のあり方や役割、学校文化は異なることから、帰国・渡日等児童生徒にとっては、社会生活、学校生活の多くがストレスの原因となったり、カルチャーショックを受けたりすることもあり得ます。

教育委員会と致しましては、帰国・渡日等児童生徒相談室の相談員が編入時の面談において子どもの様子を観察するとともに、管理職や学級担任等との懇談を通して、子どもの状況及び課題の把握に努めております。

(質問)

言葉の壁だけでなく、文化の壁、思想信条の壁等で、学校や地域になじめず、孤立したり、対人関係でトラブルになるケースについては、単に日本語指導や通訳だけでなく、様々な文化的、思想的な違いを汲み取り、学校や地域に溶け込む(馴染む)ための支援が必要と考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

帰国・渡日等児童生徒への支援と致しまして、学校生活での円滑なコミュニケーションを図るための「通訳者派遣」、日本語や教科学習の支援を行う「こども日本語教室」、言語活動や遊びを通して学びや交流を深める「国際教室」などを実施し、学校や地域社会への適応を図り、子どもの安心と居場所の確保に努めているところです。

一方で、ご指摘の通り、帰国・渡日等児童生徒の中には、学校生活や学習に馴染めなかったり、言葉や文化の違い等によるトラブルが生じたりする場合もございます。

その場合には、帰国渡日相談員が学校を訪問し子どもの実態や課題を把握するとともに、学校と教育委員会事務局関係課が情報共有及び課題解決に向けたケース会議を開催し、子どもの状況に応じた支援策を検討いたします。また、必要に応じて、とよなか国際交流協会等関係機関・団体と緊密に連携し、子どもや保護者への支援のための取組みを行っております。

(意見・要望)

日本語指導を必要とする児童生徒数は、年々増加し、5年前と比べて約1.5倍になっています。ただ、通訳者の登録は、今年度で17か国語、のべ102人おり、必要とする全ての言語に対応して頂いているとのことで、評価します。

一方で、日本語が話せない児童、生徒、さらにはその親御さんの中には、言葉の壁だけでなく、様々な要因で孤立したり、トラブルを抱えてしまうことが少なからずあり、教育委員会としては、当事者の多様な背景を理解するとともに、実態把握に努めておられるようですが、全て把握できているのか定かではありません。また、様々な事情を教育委員会がいくら把握していても、学校の教職員、周りの保護者や子どもたちも、帰国・渡日等児童生徒やその保護者の言語や宗教、生活や文化などの様々な背景を含め個性や価値観を理解しなければ、トラブルを抱えたり、孤立する児童、生徒やその家族が今後も生じる可能性がありますので、そういったことに対する理解や意識の醸成にも努めて頂きたいと要望しておきます。

【支援学級の状況について】

(質問)

過去5年間の支援学級の在籍児童数と学級数の推移を教えてください。一方で、支援学級の介助員の配置状況の推移も教えてください。

<答弁>

平成24年度(2012年度)から5年間の小中学校合わせた支援学級在籍者数と支援

学級数は順に、平成24年度は、835人・208学級、平成25年度は、892名・228学級、平成26年度は、964名・236学級、平成27年度は1067名・257学級、平成28年度は1199名・276学級となっております。同じく平成24年度(2012年度)から5年間の小中学校合わせた障害児介助員の配置状況につきましては、順に平成24年度は49名、平成25年度は55名、平成26年度は59名、平成27年度は59名、平成28年度は59名となっております。

(質問)

支援学級の教職員の配置は基準が定められていると思いますが、介助員の配置については何らかの基準は設けられているのでしょうか。また、介助員はどのような目的で配置され、介助員に求められる資格等についても教えて下さい。さらに、支援学級の学級数が増加傾向にある中、現状の介助員の配置人員で十分な対応ができているのでしょうか。

<答弁>

障害児介助員の配置につきましては、法的な基準はございません。障害種別や在籍人数に応じて設置された各学校の支援学級の状況を考慮しつつ、個別の障害の程度や介助の状況等により、障害児介助員の配置を決定しており、あくまで、支援学級在籍者の生活介助、学習補助、学校生活における安全確保等を職務として配置しております。

資格要件は、教員免許か保育士資格がある者、もしくは実務経験2年以上の者となっております。

ここ数年の支援学級在籍者の大幅な増加にともなって、指導面、介助面ともに、本人・保護者からの人的支援のニーズが更に高まっていることは認識しておりますが、支援学級担任と市が配置する障害児介助員が連携協力して、個に応じた指導につながるよう工夫しております。今後とも障害児介助員の配置につきましては、工夫と研究をすすめ、支援の充実につながるよう努力してまいります。

(意見・要望)

支援学級在籍者数及び支援学級数が増加傾向にある中、学級数に合わせて教員数は増えるとは言え、介助員はここ数年、全く増員されていません。そもそも、介助員については明確な配置基準もないようで、教育委員会として、介助員の配置基準を定めておいてもよいのではないかと思います。また、介助員の増員は、ここ最近、全て一般職非常勤職員で充当してきたそうですが、一方で市全体として一般職非常勤職員数は今後、増やさない方針を出されており、今後もなかなか介助員の増員はあまり期待できないように感じます。また、現場や保護者からは、介助員以上に教員の増員を望む声が多いようですので、財政的には容易の事ではないかも知れませんが、支援学級における指導面、介助面ともに、本人や保護者からの人的支援のニーズがさらに高まっていることは認識されているとの答弁もありましたので、是非とも、ニーズに応じた人的支援の充実を要望しておきます。

【防犯ブザーの配布について】

(質問)

子ども見まもり事業の一つとして、小学校新1年生へ防犯ブザーの配布を行っておられますが、この事業はいつから行われており、犯罪抑止にどの程度、効果があると考えておられるのか、あらためて見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

平成18年度に大阪府が子どもの安心・安全対策の一環として、小学1年生に配布したことを受けまして、平成19年度に本市と致しまして、小学1年生及び3年生から6年生に配布し、平成20年度以降は、毎年小学校入学時に1年生全児童に配布しております。

小学校入学時に1年生全員に配布し、防犯教育に取り組むことにより、自らの命を守る行動がとれるよう児童本人や各家庭における防犯意識を高めるとともに、不審者等から身を守る安全行動をとる際に、大変効果的であると認識しております。

来年度の予算につきましては、149万6880円となっております。本年度は入札により業者を決定し、単価は税抜288円となっております。

(質問)

配布した防犯ブザーの携帯率はどれくらいなのでしょう。犯罪抑止に効果があると考えて、毎年、配布されているのであれば、しっかりと携帯し続けるよう、あらためて指導や啓発が必要ではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

小学校低学年では、90%以上 中学年では、60～70% 高学年では30～40%となっております。

各学校において子どもたちには、防犯ブザーの適切な使用方法についての指導や、定期的な動作確認を行う等、防犯意識の喚起に努めるとともに、不審者対応マニュアルにそった防犯訓練にも取り組んでおります。また、保護者に対しましては、学校ごとのメール配信システムや大阪府警の安まちメール等の子どもの安全に関する情報を、保護者向け文書等により周知を図るとともに、登下校時に限らず、各家庭においても、子どもたちが外出する際には、防犯ブザーが有効活用されるよう、啓発を行ってまいります。

(意見・要望)

小学生に対する防犯ブザーの配布の経緯を考えますと、平成18年度に大阪府が小学1年生に配布した後、平成19年度に豊中市として全ての小学生が携帯できるようにと、小学3年生から6年生にも配布し、以後、ずっと小学校入学時に1年生全児童に配布してこられました。つまり、小学生には学年問わず全ての児童に携帯して欲しいとの思いで防犯ブザーを配布しているわけですが、携帯率は、学年が上がることに下がっており、高学年になると30～40%とかなり低い状況です。児童本人や各家庭における防犯意識をたかめるとともに、不審者等から身を守る安全行動をとる際に大変効果的であるとの答弁もありましたので、是非、あらためて、防犯ブザーの携帯を呼びかけて頂き、配ったら配りっぱなしにならないように努めて頂きたいと要望しておきます。

【とよなか地域創生塾について】

(質問)

決算委員会の際に、(仮称)とよなか大学院という名称は、事業内容とのかい離があるとともに、事業内容が伝わりにくいと指摘し、名前の改善を求めました。今回、とよなか地域創生塾と改名されましたが、その意図と名前に込めた思いをお聞かせ下さい。

<答弁>

「(仮称)とよなか大学院」の名称につきましては、ここで学んだ人たちが、地域の魅力づくりや課題解決を実践することで、地域の未来を創造していくことにつなげていきたいと考え、「豊中地域創生塾」という名称を設定いたしました。

(質問)

とよなか地域創生塾の受講生には、どのようなことを学び、修了後にはどのような活躍を期待されているのでしょうか。

<答弁>

「とよなか地域創生塾」では、まず、コミュニケーションの取り方やグループで課題に取り組む体験等活動の基礎を学ぶとともに、地域の現状や課題への理解を深めます。その後、事業計画の作り方を学び、自ら取り組みたい課題を明確にして、活動の計画書を作成し、最後に、活動を実践・検証して修了します。

何か活動を始めたいという意欲のある人が、活動に必要なスキルを身につけ、受講を通じて知り合った人や団体とのつながりを活かして、活動に協力してくれる人や一緒に活動する仲間を見出していくことにより、既存の団体が取り組んでいない課題に新たに挑戦する起業家として、あるいは、様々な団体や活動のコーディネーターとして、豊中に根差した活動を展開していったほしいと考えています。

(質問)

今年度は生涯学習課が所管していましたが、来年度からは都市創造研究所に移管される予定になっています。事業の趣旨や内容、受講生に修了後、期待されていることなどを考えると、ノウハウや人脈、地域との関わりなどの面から生涯学習課が所管している方が、適していると思いますが、所管替えの意図と、都市創造研究所の方が適していると考えたノウハウ等について見解をお聞かせ下さい。そもそも、何故、今年度、プレ事業として実施してきましたが、生涯学習課が所管してきたのでしょうか。目的や意図があつてのことだと思いますが、今年度、生涯学習課が所管してきた意図やねらいを教えてください。

<答弁>

「豊中地域創生塾」は、学びの場をつくる事業として、生涯学習の推進の観点から教育委員会の生涯学習課が事務局となって検討に着手し、各公民館や読書振興課、とよなか都市創造研究所など関係課による会議を設けて、事業の枠組みや内容の検討を進めてまいりました。

その中で、個々の市民の学習という枠を越えて、新たな地域活動や市民活動を生み出し、

本市の活性化につなげていくことをめざすという、出口を重視した取り組みと位置付けたところ です。

とよなか都市創造研究所は、本市の都市政策に関する調査・研究の蓄積をはじめ、中長期的な視点に立って本市の現状を把握・分析し、課題を提示していく機能や大学等とのネットワークを有することから、その資源を活かすことで、カリキュラムの充実など「とよなか地域創生塾」の今後の展開につながることを、また、本事業の運営を通じて、地域の実情や塾生の課題認識を踏まえた研究テーマを設定することができるなど、とよなか都市創造研究所の調査・研究事業の充実にもつながることから、とよなか都市創造研究所に事業を移管することが適当であると考えたものでございます。

なお、生涯学習課は、次年度も引き続き本事業の運営に協力し、塾生と地域や学校との橋渡しをするなどの役割を果たしてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

今年度、生涯学習課が所管して、(仮称)とよなか大学院(とよなか地域創生塾)のプレ事業を展開していましたが、個人的にはとても面白く、興味深い講座やワークショップ等が実施されていたと思います。さらに、答弁で、とよなか創生塾で受講生が学ぶ内容(コミュニケーションの取り方やグループで課題に取り組む体験など活動の基礎、さらには活動の実践や検証)をお聞きしました。さらに、修了後に期待していることとして、活動に必要なスキルを身に付け、受講を通じて知り合った人や団体とのつながりを活かして、活動に協力してくれる人や一緒に活動する仲間を見出していくことにより、既存の団体が取り組んでいない課題に新たに挑戦する起業家として、あるいは、様々な団体や活動のコーディネーターとして、豊中に根差した活動を展開してほしいと考えておられるとの答弁もありました。しかも、今年度のプレ事業を通して、生涯学習課が所管されていたことによる課題がどれほどあったのでしょうか。さらに、何か課題があったとして、それを都市創造研究所が所管することによって解決できるようなことなののでしょうか。もともと生涯学習の推進の観点から生涯学習課が所管し、今年度事業の枠組みや内容の検討を進められ、最終的に、「とよなか地域創生塾」は、個々の市民の学習という枠を越えて、新たな地域活動や市民活動を生み出し、本市の活性化につなげていくことをめざすという、出口を重視した取り組みと位置付けたとの答弁がありました。そうであれば、尚更、都市創造研究所よりも生涯学習課の方が事業内容に合っているのではないかと思います。来年度も生涯学習課は、本事業の運営に協力し、塾生と地域や学校との橋渡しをするなどの役割をはたしていくことですが、地域創生塾の修了生には、そういった地域や学校とのつなぎやマッチングが必要なのではないかと思います。所管が都市創造研究所になることによって、都市創造研究所にはメリットがあるようなご答弁をされましたが、塾生にとってメリットがあるようには感じませんでした。是非、その点を考慮して、事業の所管課については、あらためて検討して頂きたいと要望しておきます。